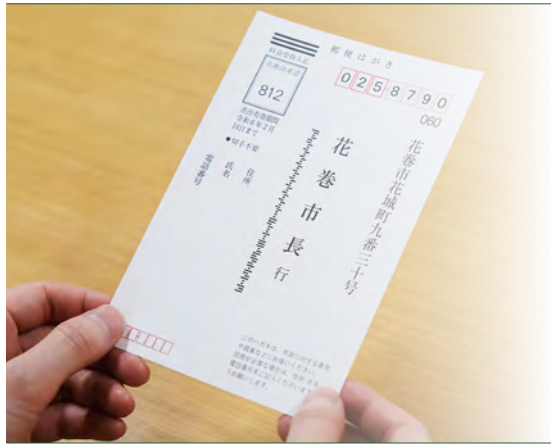




まちづくりは みんなの意見で

市では、市民の皆さんとの協働のまちづくりを進めるため、「市長へのはがき」や「市長へのメール」などにより、市政へのご意見をお伺いしています。市政運営に関する建設的な提言をお寄せください。

【問い合わせ】本館地域づくり課(☎41-3514)

市長へのはがき

専用のはがきに意見などを記入し、郵便ポストまたは投書箱に投函してください(切手不要)。

。はがきの配布場所

市役所本庁(本館・新館)、各総合支所、花巻保健センター、各図書館、各振興センター、まなび学園、石鳥谷生涯学習会館、花巻市交流会館、なはんプラザ、ぷらっと花巻(イトーヨーカドー花巻店2階)、市内の各郵便局

。投書箱の設置場所

市役所本庁(本館)、各総合支所



市長へのメール

市ホームページの専用フォームに意見などを入力し、メール送信してください。

「暮らし・行政」ページの「花巻市の市政」から「市長へのメール」を選択してください。専用フォームが開きます。



市長へのはがきやメールには、住所、氏名(フルネーム)、電話番号、メールアドレス(市長へのメールの場合)が書かれている場合に、回答を送付しています。ただし、次のものには回答しません。▶公序良俗および良識に反するもの▶特定の個人や団体または本市を侮辱・誹謗中傷するもの▶営利目的の宣伝、政治・宗教活動やこれに類するもの▶不当要求に当たるもの▶隣家とのトラブルなど、私人間のトラブルに関するもの▶内容の意味や意図が不明なもの▶同一の人や同一の家族、団体などから、同一の趣旨内容で繰り返し投稿されたもの▶単なる個人の感情の表明であるもの▶市の所管する施設などに関するものではなく、市が回答するべきでないと思われるもの▶その他、単なる質問や建設的な意見・提言ではないもの

次の方法でも皆さんの意見をお聴きしています

◆市政懇談会

コミュニティ地区単位に、市長または副市長と市の職員が市民の皆さんと懇談します。開催日は広報はなまきなどでお知らせします。

◆まちづくり懇談会

市内の公共的団体を対象に、まちづくりへの意見や課題などについて懇談します。

◆市長との対話

市長が毎月(議会定例会の開催される6月、9月、12月、3月を除く)各地域の皆さんとまちづくりについて対話します。開催日については広報はなまきなどで順次お知らせします。

◆要望・陳情の受付

市民の皆さんや各種団体から市政への要望や陳情を受け付けています。

市長との対話(4月分)

日時	場所
4月14日(金)、午前9時30分～11時	大迫総合支所
4月18日(火)、午前9時30分～11時	石鳥谷総合支所
4月20日(木)、午前9時30分～11時	東和総合支所
4月25日(火)、午後1時15分～3時	市役所本庁本館

【受付時間】▶本庁…午後1時～1時45分▶各総合支所…午前9時15分～10時

※当日受付で住所・氏名を記入。1人10分程度で受け付け順に対話していただきます

8月から 子どもの医療費助成を 拡充します

市内在住の小学生から高校生などまでの子どもを対象とした医療費助成について、8月1日から保護者の所得額にかかわらず助成を受けられるようになります。

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3584)

これまで所得制限により対象とならなかった人が、新たに助成を受けるためには申請手続きが必要です！



医療費受給者証の申請をお願いします

■申請のご案内をお送りします

4月上旬に、新たに助成の対象となるお子さんの保護者あてに申請のご案内をお送りします。

申請のご案内に同封する申請書に必要な事項を記入し、提出書類と併せて同封の返信用封筒に入れて提出期限までに提出してください。

■医療費受給者証の交付について

医療費受給者証の申請を提出期限までに提出した人には、7月下旬に受給者証を送付します。受給者証は、郵便はがき(開封タイプ)で送付予定です。

申請のご案内は
白い封筒が目印です



子どもの医療費助成の内容

●8月からの新制度

対象	市町村民税 非課税世帯	一定の所得 未達の世帯	一定の所得 以上の世帯
乳幼児	無償	無償	無償
小学生	無償	自己負担額 1医療機関ひと月につき、 入院2,500円、通院750円 を上限	
中学生	無償		
高校生など	無償		

■対象の子ども

小学生～高校生など(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人)

■自己負担額(医療機関などの窓口での支払い額)

- 。1医療機関ひと月につき、入院2,500円、通院750円を上限
- 。保護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担額なし

利用の流れ

■県内の医療機関を受診したとき

医療機関で医療費受給者証を提示することで、窓口での支払い上限が医療費助成の自己負担額までとなります(現物給付方式)。

※高校生などについては、現在、市内医療機関に限り現物給付方式となっていますが、8月1日から県内医療機関でも現物給付方式となります

■県外の医療機関を受診したとき、医療費受給者証を提示しなかったとき

医療機関で医療費を一度支払った後、国保医療課に給付申請をすると、後日、自己負担額を超える給付相当額を受給者の指定の口座に振り込みます(償還払い方式)。

※給付申請には、医療費の領収書が必要ですので、なくさないようにしましょう